平成２３年（フ）第３９２６号
大阪市福島区海老江１丁目12番16号
債務者　豊田　朋子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１７号
大阪府門真市北岸和田１丁目15番27―301号
債務者　小倉　一生
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５４２号
大阪市平野区流町３丁目13番３号
債務者　長田　律子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５９９号
大阪市阿倍野区晴明通４番１―606号
債務者　中川　久美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４５号
大阪府東大阪市長田３丁目７番27―508号
スカイハイツ
債務者　市川　泰範
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６５４号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―1407号
債務者　大音師絵美
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１９号
大阪府池田市宇保町５番９―206号
債務者　藤田喜美子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３７号
大阪府八尾市恩智南町１丁目130番地201号
債務者　梅谷　勝
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７４号
大阪府大東市南新田１丁目24番103号
債務者　原田　康昭
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７０号
大阪市淀川区加島２丁目４番３号　アリエコーポ202号
債務者　横川　譲
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６３号
大阪府東大阪市花園東町１丁目10番31号
債務者　天羽　富男
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６４号
大阪府東大阪市花園東町１丁目10番31号
債務者　天羽佐代子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７７号
大阪府東大阪市友井２丁目13番３号　イエローマンション108号
債務者　永山　修二
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２８３号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14号　レアレア徳庵17番館507号
債務者　遠藤　光博
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１２号
大阪府門真市舟田町12番26号
債務者　中村こと　朴　真
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１９号
大阪府豊中市刀根山４丁目４番２―104号
債務者　福本　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３４号
大阪市天王寺区上之宮町１番15―407号
債務者　田中　浩
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４３８号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番53号　ファミール出戸603
債務者　畑　祥一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部